

～土砂等の埋立て等に係る土地所有者・事業者の皆様へ～

土砂等が適正に処理されるために

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正しました

平成**29**年**7**月**1**日施行

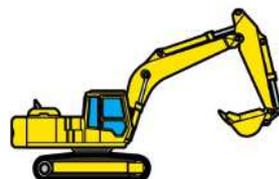
～改正条例の主な内容～

許可の対象となる事業

- 事業区域の面積が500m²以上(土砂等の埋立て等の高さは1m以上)
- 土砂等の埋立て等の高さが1m以上かつ搬入土量が500m³以上

主な改正内容

- 許可事業主及び土地所有者等に通知・報告の義務の追加
- 届出や土壌検査及び水質検査の報告が必要となる事業の追加
- 保証金の預託の対象の追加と額の増額
- 土砂等を発生させる者の責務の追加



相 模 原 市

環境経済局

環境保全課・津久井地域環境課

潤水都市 さがみはら

1 条例改正の背景・目的

盛土等の事業については、事業そのものを規制する法律がないため、各地方自治体が独自に条例を制定するなど、個別に対応しているのが実情です。

本市では、平成10年度に「相模原市盛土等の規制に関する条例」を施行しましたが、津久井郡4町と合併後の平成19年度以降、許可事業数は増加傾向にあり、その中には不十分な造成工事に対する是正指導が行われた事例もあったことから、平成23年4月に「相模原市盛土等の規制に関する条例」の全部改正を行い、保証金制度や土地所有者の責務などを規定した「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、指導・監督の強化を行いました。

しかし、条例改正から6年が経過し、本市における土砂等の埋立て等を取り巻く状況が変化したことや、土砂等の埋立て等に関する問題意識が高まっていることなどから、水源地域の自然環境や市民の生活環境の保全及び適切な埋立てを一層推進するため、条例を改正しました。

2 主な改正内容

●許可事業主及び土地所有者等に通知・報告の義務の追加



●届出や土壌検査及び水質検査の報告が必要となる事業の追加

該当事業

他法令による許認可等を受けて条例の許可を要しない事業のうち、事業区域の面積が3,000m²以上、かつ、高さが1m以上の事業（切土を除く）。

●保証金の預託の対象の追加と額の増額

事業区域の面積	保証金の預託の対象		保証金の額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
500m ² 以上 3,000m ² 未満	—	面積以外の一定の条件(※)を満たすもの	—	300万円及び搬入土量1m ³ 当たり400円
3,000m ² 以上	○	○	搬入土量1m ³ 当たり200円	400円

※盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上の場合

●土砂等を発生させる者の責務の追加

土砂等を発生させる工事の注文者や工事の施工者においても、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう努めなければなりません。

3

手続きの流れ(許可事業)

- ・事業区域の面積が500m²以上(土砂等の埋立て等の高さは1m以上)
- ・土砂等の埋立て等の高さが1m以上かつ搬入土量が500m³

事業主

表土の土壌検査報告
(事業区域面積が
3,000m²以上)

事前相談

事前協議書の受付

協議内容の確認

住民説明等

(許可申請の30日前まで)

協定

(自治会が希望している場合)

事業主

・許可申請書

許可申請手数料

事業区域面積

3,000m²未満 33,000円

3,000m²以上 48,000円

事前協議確認書の交付

許可申請書の受理

事業主

保証金の預託

(対象の事業に限る)

300万円及び

1m³あたり400円

市との質権設定契約

申請内容の審査

許可書の交付

事業主

・事業着手届出書

・土砂等搬入届出書

事業着手届出書等の受理

事業主

報告

通知

土地所有者

着手届出書の提出の際、
あらかじめ土地所有者に
通知し、土地所有者は内
容を確認後、その旨を事
業主へ報告する。

土地所有者

・施工状況の把握(毎月1回以上)

・災害又は土壌汚染発生の際の対応

事業期間中

事業主

・3ヶ月ごとに1回
搬入土量及び施工状況報告

・6ヶ月ごとに1回
土壌及び水質検査報告
(事業区域面積が3,000m²以上)

・違反者に対する指導、勧告

事業完了届出書の受理

完了検査

**指導、勧告に
従わない場合**

- ・違反者に対する命令
- ・罰則の適用、公表

保証金質権設定契約の解除

事業完了

安易な土地の提供はやめましょう！

土砂等の埋立て等の適正化を促進するためには、事業施工者による適切な施工管理が不可欠ですが、**事業主と土地所有者の連携**も必要になります。

このため、平成29年7月1日以降は、事業着手前に許可事業主が土地所有者に対し、着手日や許可条件を記載した通知をすることとなります。その後、土地所有者にこの通知内容を確認していただき、確認した旨の書面を許可事業主に提出していただくこととなります。

土地所有者の皆さまは、次の内容を十分ご理解いただき、適正に事業が施工されるようご協力ください。

土地を提供する場合、次の点にご注意ください！！

○土地所有者の責務

- ★ 同意書に押印する前に、事業の施工方法などについて事業者から**十分説明を受けて**ください。
- ★ 事業施工中は、説明を受けたとおりに事業が施工されているかどうか、**定期的な状況把握（毎月1回以上）**が必要です。
- ★ 土壌の汚染、災害発生のおそれがある時は、**事業施工者に対して中止を求めるとともに、市長その他関係機関への通報**が必要です。

○新たな制度（通知及び報告）

- ★ 許可事業主が事業に着手する際には、あらかじめ、その着手日や許可条件を土地所有者の方へ通知することとなります。
- ★ 通知を受けた土地所有者は、通知内容を確認し、確認した旨の報告を書面に押印した上で許可事業主に提出します。

○土地所有者に対する措置命令

- ★ **安全基準に適合していない土砂等が使用されている場合は、市長から土地所有者に対する措置命令**がなされる場合があります。
- ★ **事業に使用された土砂等による災害発生のおそれがある場合は、市長から土地所有者に対する措置命令**がなされる場合があります。

◇措置命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されます。

◇措置命令に従わない場合は、氏名、違反の事実等が公表されます。

5 事業主の方へ

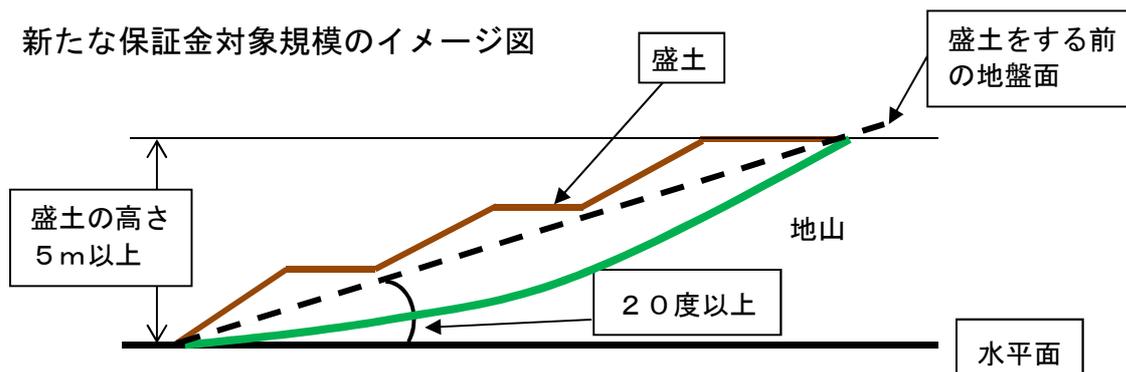
平成29年7月1日以降は、他の法令等の許認可等を受けた事業であっても、一定規模以上の土砂等の埋立て等を行う場合は、届出が必要となります。また、当該届出を行った事業主は、事業区域に土砂等を搬入する場合、事業区域に搬入する土砂等や事業区域の土壌検査結果等について、報告等の必要があります。

- ◎ 他法令の許認可等を受けた事業については、従前どおり土砂条例の許可は不要ですが、土砂等の埋立て等に係る事業区域の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上、かつ、高さ1m以上となる事業の場合、届出が必要となります。
- ◎ 上記の届出を行った事業主は、事業区域に土砂等を搬入しようとする際に、搬入届出書に土壌検査の結果を添付することとなります。さらに、事業区域の土壌検査及び水質検査の結果を報告する必要があります。

また、保証金の預託対象となる規模を追加するとともに、災害が発生した際の措置については、事業規模によらず措置が必要となることから、保証金の額も改正しました。

- ◎ 事業区域の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上又は盛土をする前の地盤面が水平面に対して 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上の場合、保証金の預託が必要となります。
- ◎ 保証金の額について、 300 万円に加え、搬入土量 1m^3 当たり 400 円に変更となりました。

新たな保証金対象規模のイメージ図



事業主には次のような責務があります。

- ★ 許可を受ける際には、**土地所有者等から同意**を得る必要があります。
- ★ 請負契約等による**事業施工者も措置命令や罰則等の対象**になります。
- ★ **措置命令を受けていて必要な措置が完了していないと新たな事業が行えません。**

6

土砂等を発生させる事業者・運搬を行う事業者の方へ

土砂等を発生させる工事の注文者若しくは請負人又は自ら土砂等を発生させる工事を行う方々に対して、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう努める規定が追加されました。

そのため、土砂等の埋立て等を実際に行う許可事業主や事業施工者だけでなく、土砂等を発生させる事業者の方においても、土砂等の埋立て等に対して適正な管理及び処理に努めなければなりません。

また、土砂等を運搬する方においても、定められた義務を的確に履行し、土砂等の埋立て等の事業が適正に施工されるよう努めてください。

◎ 土砂を発生させる者の責務

適正な土砂等の埋立て等の推進のため、土砂等を発生させた者が関連事業者と連携して、適正な土砂等の埋立て等にご協力ください。

◎ 土砂等搬入届出書提出の確認

許可事業主が許可事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等搬入届出書を市に提出していただきます。土砂等の埋立て等に対して適正な管理及び処理のため、土砂等を発生させる事業者の方は、土砂等搬入届出書が市に提出されていることを許可事業主に確認するようお願いいたします。

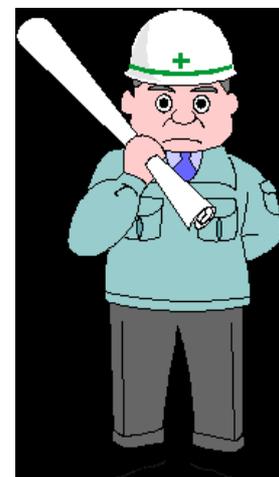
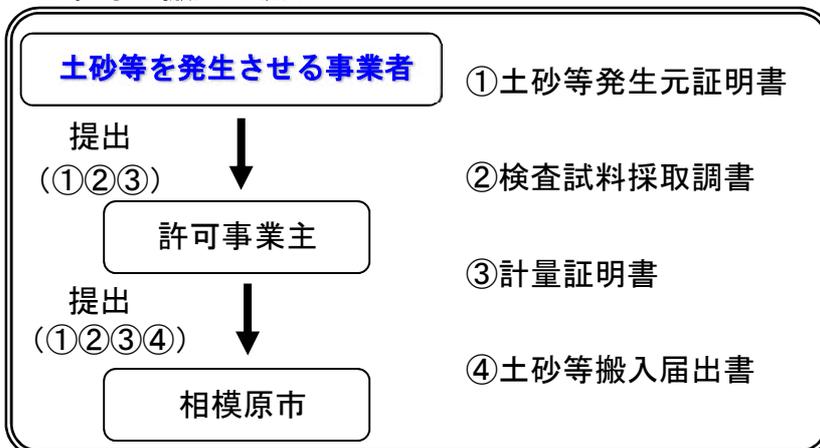
◎ 搬出先事業区域の確認

搬出先の許可事業区域の許可期間、残容量等について把握するようお願いいたします。

◎ 土砂等搬出入車両一覧の提出及び土砂等搬出入車両表示の掲示

土砂等の運搬を行う場合、あらかじめ土砂等搬出入車両一覧を市へ提出する必要があります。また、土砂等搬出入車両表示をフロントガラスなどの見やすい場所に掲示するなど、土砂等の搬出入車両であることが分かるようにしてください。

★ 土砂等の搬入の流れ



＜お問い合わせ先＞

◎ 緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区

◆ 相模原市 環境経済局 環境保全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 ☎042-769-8241

◎ 緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区

◆ 相模原市 環境経済局 津久井地域環境課

〒252-5172 相模原市緑区中野633番地 ☎042-780-1404